

SANYNETインターネットサービスサービス約款

第1章	総 則
第2章	インターネット接続サービス契約の締結等
第3章	サービス
第4章	利用料金
第5章	契約者の義務等
第6章	当社の義務等
第7章	利用の制限、中止及び停止
第8章	損害賠償等

別表第1号 料金等

別表第2号 基本的な技術事項

第1章 総 則

第 101 条(約款の適用)

当社は、この契約約款に基づき、インターネット接続サービスを提供します。

第 102 条(用語の定義)

この約款においては、次の用語をそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用語の意味
(1)インターネット接続サービス	この契約約款に基づき当社が契約者に提供するインターネットプロトコルによる電気通信サービス
(2)契約者	この契約約款に基づく利用契約を当社と締結し、インターネット接続サービスの提供を受ける個人または法人
(3)利用契約	この契約約款に基づき当社と契約者との間に締結されるインターネット接続サービスに関する契約
(4)契約者設備	当社のインターネット接続サービスの提供を受けるため、契約者が設置する電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
(5)インターネット接続サービス用設備	当社がインターネット接続サービスを提供するにあたり、当社が用意する電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
(6)インターネット接続サービス用設備等	インターネット接続サービス用設備のほか、インターネット接続サービスを提供するために当社が第一種電気通信事業者等の電気通信事業者より借り受ける電気通信回線等
(7)消費税相当額	消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税(昭和 25 年法律第 226 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
(8)アクセスポイント	契約者が電気通信回線を介して自己の契約者設備を当社のインターネット接続サービス用設備に接続するためのもの
(9)ユーザID	パスワードと組み合わせて、契約者その他の者を識別するために用いられる符号
(10)パスワード	ユーザIDと組み合わせて、契約者その他の者を識別するために用いられる符号

第 103 条(通知)

当社から契約者への通知は、通知内容を電子メール、書面または当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。

2 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知はその内容がインターネット接続サービス用設備に入力された日に行われたものとします。

第 104 条(契約約款の変更)

当社は、この契約約款を随時変更することがあります。なお、この場合には契約者の利用条件その他利用契約の内容は、改定後の新約款を適用するものとします。

2 この約款を変更するときは、当社の定めた方法により事前にその内容を通知します。

第 105 条(合意管轄)

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、神戸地方裁判所をもって合意上の専属管轄裁判所とします。

第 106 条(準拠法)

この契約約款(この契約約款に基づく利用契約を含むものとします。以下、同じとします)に関する準拠法は、日本法とします。

第 107 条(協議)

この契約約款に記載のない事項及び記載された項目について疑義が生じた場合は、両者誠意を持って協議することとします。

第2章 インターネット接続サービス契約の締結等

第 200 条 (利用契約の単位)

利用契約は、別表1号料金等に規定するインターネット接続サービス(以下「本サービス」といいます。)の種類ごとに締結されるものとします。

第 201 条 (利用契約の期間)

本サービスの利用に関する契約(以下「利用契約」といいます。)には、最低利用期間を定めます。

(1)ダイヤルアップ型IP接続サービスの最低利用期間は、利用契約が成立した日から起算して6ヶ月とします。

第 202 条 (利用の申し込み)

本サービスの利用の申し込みは、サービス内容を特定するために必要な事項を記載した当社所定の契約申込書を提出して行うものとします。

第 203 条 (承諾)

利用契約は、前条(利用の申し込み)に定める方法による申し込みに対し、当社がこれを承諾したときに成立します。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当社は、申込者による本サービスの利用の申し込みを承諾しないことがあります。

(1) 本サービスの利用申し込みの際に虚偽の届け出をしたことが判明した場合。

(2) 申込者が振り出した手形または小切手が不渡りとなったとき、もしくは申込者が公訴公課の滞納処分を受け、または支払の停止もしくは仮差押、差押、競売、破産、和議開始、会社更生手続開始、会社整理開始または特別清算開始の申立があるなど本サービスの利用料金等の支払を怠るおそれがあることが明らかとなり、または債務の履行が困難と想定される場合。

(3) 本サービスの利用料金の決済に用いるクレジットカードまたは申込者が指定する預金口座の利用が認められない場合。

(4) 申込者が未成年者、準禁治産者、禁治産者の何れかであり、入会申し込みの際に法定代理人または補佐人の同意等を得ていなかった場合。

(5) 申込者が、当該本サービスの提供に関する利用契約について、申し込み以前に当社から解約されている場合、または本サービスの利用が申し込みの時点で一時停止中である場合。

(6) 申込者が、第 704 条 (提供の停止) 第 1 項に該当する場合

(7) 申込者への本サービスの提供に関し、業務上または技術上の著しい困難が認められる場合。

(9) 申込者が、当社またはインターネット接続サービスの信用を毀損するおそれのある態様で当該サービスを利用する恐れのある場合

(10) その他前各号に準ずる場合で、当社が契約締結を適当でないと判断した場合

2 前項の規定により、本サービスの利用申し込みを拒絶した場合は、当社は申込者に対しその旨を通知します。

3 契約者は、当社が発行したユーザ ID およびパスワードを一切利用していない場合に限り、利用契約成立から 8 日以内に、契約者が自署・捺印した当社所定の退会届を郵送で当社に提出することにより、利用契約を取り消すことができます。

第 204 条 (法人契約者の地位の承継等)

契約者である法人が合併その他の理由により、その地位の承継があった場合は、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人等は、承継があった事実を証明する書類を添えてその旨を当社に通知するものとします。

2 前項の場合において、地位を承継するものが2名以上あるときは、そのうち1名を当社との契約の承継者と定め当社に通知するものとします。

3 前各号のいずれの場合も第 203 条(承諾)の規定を準用します。

4 本条第2項において、契約者から通知が行われない場合、その事実を当社が知ったときは、当社は契約者から通知があるまでの間、任意の1名を承継者とみなし、他の者の利用を拒絶します。

第 205 条(個人契約者の地位の承継)

契約者である個人が死亡した場合は、当該個人と当社との契約は終了します。但し、相続開始の日から2週間を経過する日までに当社に申し出ることにより、相続人(相続人が複数いる場合はそのうち1名のみ)は引き続き当該契約に基づく当社のサービスを利用することができます。この場合、相続人は死亡した契約者のすべての権利、義務を承継するものとします。

2 前項の場合についても第 203 条(承諾)の規定を準用します。

第 206 条(契約者の名称等の変更等)

契約者は、その氏名もしくは法人名、または住所もしくは所在地、または本サービスの利用料金の決済に用いるクレジットカードを変更したときは、変更があった日から7日以内に当社所定の変更届を当社に提出するものとします。

2 前項に定める場合を除き、契約者は、利用の申し込みに際して当社に通知した事項を変更しようとするときは、当社所定の書類に変更事項及び変更予定日等を記入のうえ、変更予定日の 7 日前までに当社に提出するものとします。

第 207 条(利用契約の変更)

契約者が本サービスの種類を変更しようとするときは、当社所定の手続により、当社に変更を申し出るものとし、当社所定の方法による承諾の通知を当社が発信したときに、変更の効力が生じるものとします。ただし、第 203 条(承諾)各号のいずれかに該当する場合には、変更を承諾しないことがあります。

2 当社は、前項の請求があった場合、第 203 条(承諾)の規定を準用します。

第 208 条(契約者からの解約)

契約者は、利用契約を解約しようとするときは、契約者が自署捺印した当社所定の退会届を FAX または郵送で当社に提出するものとします。この場合契約者は、解約予定日の 30 日前までにその旨当社に通知するものとします。

第 209 条(当社からの解約)

当社は、次に掲げる事由があるときは、利用契約を解除することがあります。

(1) 704 条(提供の停止)の規定によりサービスの利用が停止された契約者が停止期間中にその停止の原因となった事由を解消しないとき

(2) 704 条(提供の停止)第1項各号のいずれかに該当する場合で、当該事由が当社の業務遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

2 当社は、契約者が利用契約を締結した後になって第 203 条(承諾)のいずれか一つに該当することが明らかになった場合、前項の規定にかかわらずその利用契約を即時解約できるものとします。

3 当社は、契約を解除しようとするときは、当該契約者に対しあらかじめその旨を通知もしくは催告しない場合があります。

第 210 条(権利の譲渡制限)

この契約約款に別段の定めがある場合を除き、契約者は当社からインターネット接続サービスを受ける権利を第三者に譲渡することはできないこととします。

第 211 条(設備の設置・維持管理及びアクセスポイントへの接続)

契約者は、本サービスを利用するにあたっては、自らの費用と責任により契約者設備を設置し、本サービスを利用可能な状態に置くものとします。

2 契約者は、本サービスを利用するにあたっては、自己の費用と責任で、第一種電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して、契約者設備を当社所定のアクセスポイントに接続するものとします。

3 当社は、契約者が前 2 項の規定にしたがい設置、維持及び接続を行わない場合、本サービス提供の義務を負わないものとします。

第3章 サービス

第 301 条(サービスの種類と内容)

本サービスの種類及びその内容は、別表1号料金等に規定するところによります。

第 302 条(サービスの提供区域)

本サービスの提供区域は、この契約約款で特に定める場合を除き、日本全国とします。

第 303 条(技術的事項)

本サービスにおける基本的な技術事項は、別表2号基本的な技術事項の通りとします。

2 当社は、契約者の要望により、前項で定める技術的事項以外の条件でインターネット接続サービスを提供する場合があります。この場合当社は、その提供条件について契約者と協議します。

第 304 条(本サービスの廃止)

当社は、都合により提供するサービスの全部または一部を一時的、または永続的に廃止することがあります。

2 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、契約者に対し廃止する日の3ヶ月前までに通知します。

第4章 利用料金

第 401 条(本サービスの利用料金、算定方法等)

本サービスの利用料金、またその算定方法等は、別表第 1 号料金等に定めるとおりとします。

第 402 条(利用料金の支払義務)

契約者は、利用契約が成立した日から起算して利用契約の解約日までの期間について、前条に定める利用料金およびこれにかかる消費税相当額の支払いを要します。

2 前項の期間において、第 702 条(保守等によるサービスの中止)に定める本サービスの提供の中止その他の事由により本サービスを利用することが出来ない状態が生じたときであっても、契約者は、その期間中の利用料金及びこれにかかる消費税相当額の支払いを要します。

3 第 704 条(提供の停止)の規定による停止期間中の利用料金サービス費用は、サービスがあったものとして取り扱います。当該契約者は、停止を理由として当該サービス費用の支払いを拒むことはできません。

4 契約事項の変更に伴う費用は、当該変更または移転毎に発生し、その支払い義務は当社が第 207 条第 1 項(利用契約の変更)の請求を承諾したときに発生します。

第 403 条(利用料金の支払方法)

契約者は、本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税相当額を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。

(1) 請求書決済方式の場合、当社からの請求書に従い当社が指定する期日までに当社の指定する方法により、当社あるいは当社指定の金融機関に支払うか、当社が別途指定する集金代行業者を通じて、当社が指定する期日に、契約者が指定する預金口座から自動引き落としにより支払うものとします。

(2) クレジットカード決済方式の場合、契約者は、当社が承認したクレジットカード会社の発行する契約者保有のクレジットカードにより、当該クレジットカード会社の契約約款に基づき引き落としにより支払うものとします。

(3) その他当社が定める支払方法により支払うものとします。

2 契約者と前項のクレジットカード会社その他集金代行業者との間で利用料金その他の債務を巡って紛争が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

3 前項の支払いに必要な振込み手数料その他費用は、当該契約者の負担とします。

第 404 条(割増金)

契約者が、当社の提供するサービスの利用に関する料金等を不法に免れた場合、その免れた額のほか、その額(消費税相当額は加算しません)の2倍に相当する額を割増金として支払わなければなりません。

第 405 条(遅延利息)

契約者が、本サービスの利用その他の債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年 14.5%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの料金その他の債務と一括して、当社が指定する方法で指定した日までに支払うものとします。

2 前項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、当該契約者の負担とします。

第5章 契約者の義務等

第 501 条 (ユーザID及びパスワード)

契約者は、ユーザIDを第三者に貸与、共有しないものとします。

2 契約者は、ユーザIDに対応するパスワードを第三者に開示しないとともに、第三者に漏洩することのないよう管理するものとします。

3 契約者は、契約者のユーザID及びパスワードにより本サービスが利用されたときには、契約者自身の利用とみなされることに同意します。ただし、当社の故意または過失によりユーザIDまたはパスワードが他者に利用された場合にはこの限りではありません。

4 契約者が他のネットワーク(国内外)を経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規則に従わなければなりません。

第 502 条 (自己責任の原則)

契約者は、本サービスの利用に伴い他者(国内外を問いません。以下同じとします)に対して損害を与えた場合、他者から苦情の申し出があった場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い他者から損害を受けた場合または他者に対し苦情を申し出る場合においても同様とします。

2 当社は、契約者がその故意または過失により当社に損害を被らせたときは、契約者に当該損害の賠償を請求することができます。

第 503 条 (禁止事項)

契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。

- (1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (3) 他者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為 わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信または掲載する行為
- (5) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (7) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為
- (8) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
- (9) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- (10) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または他者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為
- (11) 他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (12) 無届で映像送信型性風俗特殊営業をする行為
- (13) 風俗系の宣伝広告並びにリンクを貼る行為
- (14) その他法令もしくは公序良俗に違反(売春、暴力、残虐等)し、または他者に不利益を与える行為
- (15) 有償無償を問わず、他者にインターネット接続サービスの全部または一部を享受できる機会を提供する行為
- (16) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクを貼る行為

第6章 当社の義務等

第 601 条(当社の維持責任)

当社は、当社のインターネット接続サービス用設備を本サービスが円滑に提供できるよう善良なる管理者の注意をもって維持します。

第 602 条(インターネット接続サービス用設備等の障害等)

当社は、本サービスの提供または利用について障害があることを知ったときは、可能な限り速やかに契約者にその旨を通知するものとします。

2 当社は、当社の設置したインターネット接続サービス用設備に障害が生じたことを知ったときは、速やかにインターネット接続サービス用設備を修理または復旧します。

3 当社は、当社が借り受けたインターネット接続サービス用設備、およびそれに接続する電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該インターネット接続サービス用設備および電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するものとします。

4 当社は、インターネット接続サービス用設備等の設置、維持及び運用に係る作業の全部又は一部(修理または復旧を含みます。)を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

第 603 条(通信の秘密の保護)

当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第 4 条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用または保存します。

2 当社は、刑事訴訟法第 218 条(令状による搜索)、およびその他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

3 当社は、契約者が第 503 条各号のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合であって、正当防衛または緊急避難に該当すると認められる場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ契約者の通信の秘密に属する情報の一部を提供することができます。

第 604 条(個人情報等の保護)

当社は、契約者の営業秘密、または契約者その他の者の個人情報であって前条第 1 項に規定する通信の秘密に該当しない情報(あわせて以下「個人情報等」といいます)を契約者本人から直接収集し、または契約者以外の者から間接的に知らされた場合には、本サービスに円滑な提供を確保するために必要な期間中これを保存することができるものとします。

2 当社は、これらの個人情報等を契約者本人以外の者に開示、提供せず、本サービスの提供のために必要な範囲を越えて利用しないものとします。

3 当社は、刑事訴訟法第 218 条(令状による搜索)、およびその他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

4 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上照会権限を有する者から照会を受けた場合、緊急避難または正当防衛に該当すると当社が判断するときは、第 2 項にかかわらず、法令に基づき必要と認められる範囲内で個人情報等の照会に応じることができるものとします。

5 当社は、利用契約の終了後または当社が定める保存期間の経過後は、個人情報等を消去するものとします。但し、利用契約の終了後または当社が定める保存期間の経過後においても、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、当該情報を保持することができるものとします。

第7章 利用の制限、中止及び停止

第 701 条(利用の制限)

当社は、電気通信事業法第 8 条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保、または秩序の維持に必要な通信、その他の公共の利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限できるものとします。

2 当社は、契約者がサービスの利用において、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じさせる行為をしたときは、当該契約者に対し利用を制限することがあります。

第 702 条(保守等によるサービスの中止)

当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

(1) 当社のインターネット接続サービス用設備の保守上または工事上やむを得ない場合。

(2) 第一種電気通信事業者等が電気通信サービスを中止した場合。

第 701 条(利用の制限)の規定により、本サービスの利用の制限を行っている場合。

2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第 703 条(情報等の削除等)

当社は、契約者による本サービスの利用が第 503 条(禁止事項)の各号に該当する場合、当該利用に関し他者から当社に対し苦情、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

(1) 第 503 条(禁止事項)の各号に該当する行為をやめるように要求します。

(2) 他者との間で生じた紛争等について、協議を行うよう要求します。

(3) 契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。

(4) 事前に通知することなく、契約者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置きます。

(5) 第 704 条(提供の停止)に基づき本サービスの利用を停止します。

(6) 第 209 条(当社からの解約)に基づき利用契約を解約します。

2 前項の措置は第 502 条(自己責任の原則)に定める契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

第 704 条(提供の停止)

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供を停止することがあります。支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わない場合。

(1) 本サービスの利用料金の決済に用いるクレジットカードまたは契約者が指定する預金口座の利用が解約その他の理由により認められなくなった場合。

(2) 本サービスの利用が第 503 条(禁止事項)の各号のいずれかに該当し、前条(情報の削除等)第 1 号ないし第 3 号の要求を受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合。

(3) 前各号のほか、この約款の規定に違反した場合。

2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第 705 条(児童ポルノ画像のブロック)

当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社が指定する児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像および映像を閲覧できない状況に置くことがあります。

2 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。

3 本条の規定は、当社が児童ポルノに係る情報を完全に遮断することを意味するものではありません。

第8章 損害賠償等

第 801 条(損害賠償等)

当社の責に帰すべき事由により、契約者がサービスの利用を全くできない状態(以下「利用不能」といいます。)に至った場合、当社は、この契約約款で特に定める場合を除き、当社が当該契約者における利用不能を知った時刻から起算して48時間以上その状態が継続した場合に限り、1料金月の基本料金の30分の1に利用不能の日数を乗じた額(円未満切り捨て)を限度として、契約者に現実発生した損害の賠償請求に応じます。ただし、天災地変等当社の責に帰さない事由により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、当社は賠償責任を負わないものとします。

2 利用不能が当社の故意または重大な過失により生じた場合には、前項は適用されないものとします。

3 インターネット接続サービス用設備等にかかる第一種電気通信事業者またはその他の電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して契約者が利用不能となった場合、利用不能となった契約者全員に対する損害賠償総額は、当社がかかる電気通信役務に関し当該第一種電気通信事業者またはその他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度とし、当社は前項に準じて契約者の損害賠償の請求に応じるものとします。

4 前項において、賠償の対象となる契約者が複数ある場合、契約者への賠償金額の合計が、当社が受領する損害賠償額を超えるときの各契約者への賠償金額は、当社が受領する損害賠償額を第1項により算出された各契約者に対し返還すべき額で比例配分した額とします。

第 802 条(免責)

当社は、この契約約款で特に定める場合を除き、契約者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負わないものとします。

2 当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性または適法性を保証しないものとします。

3 当社は、契約者が本サービスを利用することにより他者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。

以上

附則 この契約約款は、平成13年6月1日より有効となります。

この改正規定は、平成28年6月11日から実施します。

別表第1号 料金等

1 サービスの種類

1-1 インターネット接続サービスの種類およびその内容は以下の通りとします。

インターネット接続サービスの種類	インターネット接続サービスの内容
ダイヤルアップ接続サービス	ダイヤルアップ接続による電子メール・ネットニュース・ftp・WWW 等の利用

2 初期費用

2-1 ダイヤルアップ接続サービスの入会金(1契約毎の料金)

ダイヤルアップ型 IP 接続サービスの入会金はありません。

3 基本料金

3-1 ダイヤルアップ接続サービスの基本料(1契約毎の料金)

入会金	月会費	基本メールアカウント数 (メールボックス容量)	基本ホームページ 容量
無料	2,000 円	1 (10MB)	30MB

4 オプション料金

4-1 ダイヤルアップ接続サービスのオプション料金(1契約毎の料金)

品目	設定費用	月会費	備考
メールアカウント	500 円	500 円/1 アカウント	追加は 4 アカウントまで可能です。
ホームページ容量	500 円	500 円/10MB	追加は 70MB まで可能です。

5 その他

5-1 その他の料金

品目	料金	備考
アカウント資料 再発行	500 円	アカウント資料を再発行し、郵送させていただく費用となります

注1 表記の金額の他に消費税相当額の支払いを要します。

別表第2号 基本的な技術事項

1 基本的な通信手順の種類

契約者がインターネット接続サービスを利用してインターネットに接続するための基本的な技術的事項は以下の通りとします。

1-1 物理的条件、相互接続回路および電気的特性の条件と通信手段

物理的条件	相互接続回路	電気的特性
ISO 標準	ITU-T 勧告	ITU-T 勧告
IS2110 準拠	V.24 準拠	V.28 準拠

1-2 通信手段(プロトコル手順)TCP/IP